

国立研究開発法人国立がん研究センター共同研究取扱規程

(趣旨)

第1条 国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「センター」という。）は、外部機関と締結した契約のもと実施する共同研究の取扱については、別に定めるもののほか、この規程（以下「本規程」という。）の定めるところによる。なお、外部機関とは、企業を含む営利を目的とする機関及び大学等の非営利組織をいう。

(定義)

第2条 この規程において「共同研究」とは、次のものをいう。
センターが外部機関と共通の課題について共同で行う研究で、契約を締結の上、センターにおいて外部機関から研究者もしくは研究費等の受入ができるもの。

(受入の原則)

第3条 センターは次の各号に掲げる事項を満たす共同研究を受け入れる。
(1) センターの主体性のもとに推進できる研究であり、かつ外部機関と共通の課題について共同又は分担して研究を行うこと。
(2) 優れた研究成果が期待できること。
(3) センターの研究等業務に支障を生じるおそれがないと認められること。
(4) 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律に準拠して研究を実施できること。

(共同研究の申請)

第4条 共同研究の申請は、センターに対して所定の様式でセンター研究代表者が行う。

(共同研究審査委員会)

第5条 センター理事長（以下「理事長」という。）は、共同研究の円滑な実施を図るため、諮問委員会としてセンターに共同研究審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。
2 委員会の委員（以下「委員」という）は理事長が任命する。委員会の委員長（以下、「委員長」という）は、委員の中から理事長が指名する。
3 委員会では、自己所定の研究倫理審査委員会等の倫理審査を経る場合を除き、本規程第3条で定める事項を満たしているかにつき、次の各号に掲げる事項について審査する。
(1) 研究の目的、計画、実施内容及び共同研究費の妥当性
(2) 研究者代表者、共同研究者の構成及び共同研究先の妥当性
(3) 前各号にあげる他、その他共同研究に必要な事項

(審査手続の省略)

第6条 共同研究のうち以下に定めるものは、委員会による審査手続きを省略することができる。
(1) 自己所定の研究倫理審査委員会等の倫理審査を、当該委員会等の規程にもとづき受けるもの
(2) 外部機関が非営利の研究機関、大学等であるもの
(3) 期間延長または中止する場合で、委員長が承認するもの

(受入の決定等)

第7条 共同研究の受入は、委員会の意見を参照して理事長が決定する。

(契約)

第8条 理事長は、第7条により共同研究の受入の決定を行った場合、外部機関と共同研究契約を締結する。

(研究期間)

第9条 共同研究の契約期間は、1研究課題につき、原則として3か月以上3年以内とする。ただし、継続が必要と判断した場合には、延長可能とする。

(外部機関の研究者の受入)

第10条 共同研究実施に当たって外部機関から研究者を受け入れる場合には、「国立研究開発法人国立がん研究センター客員研究員等取扱規程」に定める手続きを行う。

(在勤事業所外における職務)

第11条 センター研究者が外部機関の施設で研究を行うときには、研究用務のための在勤事業所外における職務として手続をとることができる。

(共同研究に要する経費)

第12条 センターは共同研究費として、共同研究遂行のために必要となる備品費、消耗品費、人件費、謝金、賃金及び旅費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及びセンターの管理等に必要な経費（以下「間接経費」という。）を外部機関に請求する。ただし、大学等を除くものとする。

2 外部機関は、共同研究費をセンターが定める期日までに納付する。

3 センターは、施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経費等を負担することができる。

4 センターは、前項によるもののほか、直接経費の一部を負担することができる。

5 間接経費は、共同研究費の10%を基本とする。ただし、共同研究の実施内容及び契約内容に応じて、センター研究者及び外部機関と協議の上、共同研究費の30%を限度として間接経費を設定することができる。

6 前項の規程にかかわらず、営利を目的とする企業等との共同研究費が年間100万円に満たない場合、原則として間接経費は研究期間1年あたり10万円とする。

7 センターが受領した共同研究費は、共同研究契約書に取り決めのない場合、当該共同研究に係る用途に限り、共同研究期間終了日の翌年度末まで使用できるものとする。

(研究の実施)

第13条 センター研究代表者は、共同研究がヒト及びヒト由来の試料を対象とした医学研究である等で、適切な指針のもとで実施する必要がある場合には、別途自己所定の審査委員会の承認を得た後に共同研究を実施するものとする。

(研究の中止)

第14条

理事長は、共同研究が開始された後に本規程に反することが判明した場合、共同研究の中止を命じることができる。

(研究成果の報告)

第15条 センター研究代表者は、共同研究期間終了日の翌日から2か月以内、共同研

究の中止が決定した翌日から2ヶ月以内に、外部機関と協力して研究成果について所定の書式にて報告書（様式自由）を作成し、速やかに理事長に提出しなければならない。

（知的財産の取扱い）

第16条 共同研究により知的財産等が生じた場合は、外部機関と協議の上、出願等の手続きを行うものとする。

2 外部機関が営利を目的とする企業等である場合には、共有の知的財産権の出願、権利化及び維持に係る費用は当該企業等が負担するものとする。

3 共同研究によって生じた知的財産の取扱いは、本規程及び「国立研究開発法人国立がん研究センター職務発明規程」の定めに従う。

（成果の公表）

第17条 共同研究によって得られた成果は原則として公表する。ただし、その公表が外部機関の重大な不利益になる場合は、この限りではない。

（その他）

第18条 この規程に定める他に共同研究の実施に必要な事項、及び特段の事情により本規程の一部を適用しない場合には、委員会に諮問の上、理事長が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規程第195号）

（施行期日）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年規程第27号）

（施行期日）

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第38-2号）

（施行期日）

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第8号）

（施行期日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第57号）

（施行期日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年規程第 1 号）

（施行期日）

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規程第 22 号）

（施行期日）

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。